

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
資金決済に関する法律	資金決済法
前払式支払手段に関する内閣府令	前払式支払手段府令

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>前払式支払手段による貸付金元利収入等の地方公共団体への支払いを可能とするに当たっては、ふるさと納税制度において地方公共団体がプラットフォームに支払う手数料の額が高額となっていることを踏まえ、前払式支払手段発行者に対して地方公共団体が支払う手数料の額をモニタリングしておくことが適当と思われる。</p> <p>また、支払者が前払式支払手段によって地方公共団体に対する債務の弁済に係る支払いを完了した後に、前払式支払手段発行者が地方公共団体に対して資金の精算（支払い）を行う前に破産等の状態になった場合においても、支払いが完了したものとして取り扱ってほしい。</p> <p>なお、この点、先行する地方税のPAY業者が指定納付受託者となる制度に関して、地方自治法第231条の2の5では、支払いが行われた（納入の委託があった）後に、指定納付受託者が地方公共団体に資金精算を行って初めて納付が完了することとなっており、PAYアプリにおいて支払ったからといって税金の支払いが終わったわけではないこととなっているが、こうした取扱いは本来良くないと思っているので、制度設計においてしっかりと検討を行ってほしい。</p>	<p>一般論として、前払式支払手段発行者等の決済事業者が受領する手数料については、決済事業者が提供するサービスにより実現される利便性や安全性等に見合った適切な水準に設定されるべきものと考えますが、公金の支払いに係る手数料の具体的な水準に関しては、その支払いを受ける地方公共団体において、自らに支払われる公金等の支払手段を選択する中で適切に判断されるべきものと考えます。</p> <p>また、地方公共団体に対して支払われる公金の納付の時点については、地方自治法等の関係法令に従うこととなります。</p>
2	<p>利便性向上を否定するものではないが、公金支払いにおける電子決済及び前払式支払手段の導入については、慎重な制度設計が不可欠であると考えます。</p> <p>公金の支払いに前払式支払手段を用いる場合、手数料負担の所在、決済事業者選定の公平性、特定の事業者への依存、さらには国民から利権構造と受け取られかねないリスクについて、十分な検証が行われる必要がある。公金は本来、特定の民間事業者に恒常的な収益が集中しにくい形で取り扱われるべきであり、利便性のみを理由とした拡大には慎重であるべき</p>	<p>決済事業者の選定の公平性や特定の事業者への依存に関しては、公金の支払いを受ける地方公共団体において、自らに支払われる公金等の支払手段を選択する中で適切に判断されるべきものと考えます。</p> <p>また、「金額規模に応じた段階的な制度設計を行うことが不可欠」とのご意見については、地方公共団体が受領する貸付金</p>

	<p>である。</p> <p>また、前払式支払手段は、金額が大きくなるほど、事業者破綻時の返還リスクや不正利用等の影響が拡大する特性を有する。そのため、地方公共団体が受領する支払いに前払式支払手段を用いる場合には、少額決済に限定し、例えば数万円程度を上限とするなど、金額規模に応じた段階的な制度設計を行うことが不可欠である。</p> <p>加えて、電子決済を選択する場合の手数料については、利便性を享受する利用者が負担する整理も検討されるべきであり、従来の振込や口座振替等の手数料負担のない支払方法が引き続き選択可能であることが、公平性の観点からも重要である。</p> <p>以上を踏まえ、本案においては、前払式支払手段の利用範囲・金額上限・手数料負担の在り方・事業者依存リスクについて、より具体的かつ慎重な検討を行った上で制度化されることを求める。</p>	<p>元利収入等については、利用者が支払うべき具体的な金額が地方公共団体によって設定されることが想定されるため、利用者が任意に金額を設定できる寄附金に比してマネー・ローンダリング等のリスクが低いと考えられることから、金額の制限を設ける必要はないと考えます。いずれにせよ、金融庁としては、ご指摘の「事業者破綻時の返還リスク」や「不正利用等」のリスクも含め、各種リスクに対して必要な態勢整備が図られているかという観点から、前払式支払手段発行者に対するモニタリングを行ってまいります。</p> <p>なお、前払式支払手段発行者等の決済事業者が受領する手数料の水準は、その支払いを受ける地方公共団体と決済事業者の間の交渉を通じて決定されるものと考えます。</p>
3	<p>以下の理由により、対象となる前払式支払手段を用いた納付（返済）において、利用者を「犯罪収益移転防止法に基づく資金移動業者の取引時確認が完了している者」に限定すべきではないか。</p> <p>【理由】</p> <p>本件「考え方（案）」では、地方自治体に対する貸付金元利収入等の支払いに前払式支払手段を用いることが想定され、その根拠として地方自治体での受領においてはマネー・ローンダリングや詐欺等のリスクも低いことが挙げられている。</p> <p>しかしながら、仮に、貸付実行時に自治体による審査が行われるとしても、返済原資となる資金の出処については、詐欺等の犯罪行為により詐取した前払式支払手段が、利用者間での譲渡（送金）機能等を通じて第三者に移転され、それが返済に充てられるリスクが懸念される。この場合、不正な資金が貸付金の返済を通じて実質的に洗浄（ローンダリング）されるスキームが成立する余地がある。</p> <p>かかる不正利用やマネー・ローンダリングを未然に防止し、制度の健全性を担保するためにも、利用者を犯収法に基づく取引時確認が完了した利用者限定する旨を明記、あるいはガイドライン等で要請することを提案する。</p>	<p>貸付金元利収入等の地方公共団体の歳入となる金銭についてはマネー・ローンダリング等のリスクが低いと考えられる上、当該リスクが特に高いと考えられる高額電子移転可能型前払式支払手段の利用者については犯罪収益移転防止法上の取引時確認が行われることから、ご指摘のように利用者を限定する必要はないと考えます。</p>
4	<p>内閣府地方分権改革推進室による「令和7年 地方分権改革に関する提案募集」における提案を受け、資金決済法第3条第1項に規定する前払式支払手段の利用拡大に関して今回検</p>	<p>地方公共団体が受領する公金であって、地方公共団体の歳入とされ、公共サービスに活用されることが期待されるものであ</p>

	<p>討された公金への適用についての「考え方（案）」は、社会的意義、利用者ニーズ、国のキャッシュレス推進の観点、また、低リスクである点を踏まえた、利用者の一層の利便性向上に資する考え方であり、賛同する。</p> <p>念のため確認するが、（注）として「延滞金」、「不動産売払代金」及び「過料」については、既に前払式支払手段による支払いが可能となっている旨言及されているが、本内容は「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」の中間報告（令和4年5月）を受け、地方自治法の改正により、地方自治体が別途定めることによつて取扱可能とされたものであり、当該報告の参考資料13で示されている歳入費目についても、全て同様に前払式支払手段による取扱いが可能と認識しているが、相違ないか。</p>	<p>る限り、「考え方（案）」と同じ考え方が適用されると考えております。なお、前払式支払手段による地方公共団体への寄附金の支払いについては、前払式支払手段府令第23条の3第2項が適用されます。</p> <p>「延滞金」、「不動産売払代金」及び「過料」について既に前払式支払手段による支払いが可能となっている旨は、『地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令の公布及び「地方公共団体の公金収納のデジタル化に関するQ&A」の更新について（通知）』（令和7年11月28日付総行経第64号）の「第二 資金決済に関する法律上の前払式支払手段について」の記載を踏まえたものです。</p>
5	<p>金融庁が示した「考え方（案）」について、2024年の金融審議会当時から、このような対応を取ってほしいと考えていたので、非常にありがたいものと受け止めている。</p> <p>「考え方（案）」では、前払式支払手段による地方公共団体の公金の取扱いについては、当該公金の取扱いに係る政策的意義（地方公共団体の歳入となること、支払方法の多様化による地方公共団体の公金収納事務の効率化・合理化、住民の公金納付の利便性向上等につながる）とリスクの程度（為替取引に関する規制の潜脱のリスクやマネー・ローンダリングや詐欺等のリスクが低いこと）に応じて判断するとの考え方が示されている。</p> <p>今回の「考え方（案）」が示された経緯は、地方公共団体からの規制緩和要望がきっかけであるが、今回お示しいただいた判断軸である政策的意義・リスクの観点は、地方公共団体のみならず、国や地方公共団体の外局等においても同様に当てはまるものとする。国・地方公共団体ともに、犯罪収益移転防止法において法人としての本人特定事項の確認が免除されている点からも、これらにおけるマネー・ローンダリングや詐欺等のリスクは限定的と評価されていると考えられ、前払式支払手段での取扱いを認めることに伴うリスクは、主に為替取引に関する規制の潜脱のリスクに集約されるものと思われる。</p> <p>既に各種法令で定められている公金等のうち、為替取引に関する規制の潜脱のリスクのないものの取扱いについては、できるだけ広く認めることが政策的意義の実現に資すると思われる。為替取引に関する規制の潜脱のリスクが考えられる公金またはリスクが高い</p>	<p>国・地方公共団体が受領する公金であつて、国・地方公共団体の歳入とされ、公共サービスに活用されることが期待されるものである限り、「考え方（案）」と同じ考え方が適用されると考えておりますが、国・地方公共団体以外の者が受領する貸付金元利収入等については、国・地方公共団体が最終的に受領する場合と比較して、リスクの程度等が異なることから、原則として慎重な取扱いが必要と考えております。</p> <p>いずれにせよ、ご指摘の「為替取引に関する規制の潜脱のリスクが考えられる公金またはリスクが高いと考えられる公金」に対する規制のあり方については、貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、パブリックコメントを踏まえた「考え方」は、金融庁ホームページに掲載し、周知させていただきます。</p>

	<p>と考えられる公金の類型を指定し、その支払いのみを禁止するブラックリスト方式の規制緩和となることを要望する。</p> <p>なお、規制緩和の実施に際しては、どの事業者もわかりやすく、かつ継続的に目にするこ とのできる形で示すことを要望する。</p>	
6	<p>本件「考え方（案）」で示された地方自治体が貸付金元利収入等の支払いを受けるに当 り前払式支払手段を用いることができるとする解釈・取扱いは、法理的な整合性の観点から、 国や適格寄附金受領者に対する同様の支払いに対しても適用される（及ぶ）と解して差し支 えないか。</p> <p>本件「考え方（案）」において、地方自治体からの貸付金元利収入等の支払いに前払式支 払手段を利用する場合の整理がなされているが、この考え方は、公益性において同等の性質 を持つ「国」や「適格寄附金受領者」についても妥当するものと考えられる。利用者利便の 向上及び法令適用の統一性の観点から、地方自治体に限定する合理的な理由は乏しく、これ ら類似の債権についても同様の解釈が可能であるとする。</p>	<p>国・地方公共団体以外の者が受領する貸付金元利収入等につ いては、国・地方公共団体が最終的に受領する場合と比較して、 リスクの程度等が異なると考えられることから、原則として慎 重な取扱いが必要と考えております。</p>
7	<p>本件「考え方（案）」が、他の公的債権（国の債権等）や、適格寄附金受領者に対する債権、 あるいは原取引に対価性がある場合の付帯債権（遅延損害金・延滞金等）において前払式支 払手段を用いることが可能であるとの判断に影響を及ぼすものではないとの理解でよいか。</p> <p>本件「考え方（案）」は、地方自治体を受領する特定の債務の履行について、前払式支払手 段を用いることができる旨を整理したものと理解している。</p> <p>しかしながら、本件「考え方（案）」で示される解釈が、その趣旨を超えて形式的に援用さ れ、本来であれば対価性が認められるべき「原取引に対価性がある場合の遅延損害金や延滞 金」等についてまで、一律に前払式支払手段を用いることができない（あるいは対価性が否 定される）と解釈されるような事態は避けるべきである。</p> <p>については、本件「考え方（案）」の公表により、本案の対象外である債権等における前払式 支払手段の利用可否（及びその前提となる対価性等の判断）に対して、予断を与えるもの ではないことが明確にされることを要望する。</p>	<p>金融庁として、ご指摘の債権の全てについて、必ずしも前払 式支払手段による支払いが可能との見解を示していないもの と認識していますが、本「考え方（案）」の公表は、これまで前 払式支払手段の利用が可能であると個別に判断してきた支払 いに関する結論を変えるものではありません。</p>